

告 知

会員によるキャディに対する度重なるハラスメント行為が確認されました。

これにより、当倶楽部理事会は当該会員に対し、岐阜関カントリー倶楽部会則第 13 条に基づき『無期限の会員資格停止』、細則第 11 条および利用約款第 6 条に基づき『無期限の入場停止』を決定しましたので告知いたします。

以上

令和 7 年 4 月 1 3 日

岐阜関カントリー倶楽部

理 事 会